

大和市告示第42号

大和市学生消防団活動認証制度実施要綱を次のように定める。

令和4年3月24日

大和市長 大 木 哲

大和市学生消防団活動認証制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をした大学生、大学院生、専門学校生等について、市がその功績を認証することにより、当該大学生等の就職活動を支援することを目的とする大和市学生消防団活動認証制度の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(認証)

第2条 市長は、消防団員としての活動期間において真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をしたと認める者を認証することができる。

(対象者)

第3条 前項の規定による認証（以下単に「認証」という。）の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、過去に認証を受けたことがある者を除く。

- (1) 大学、大学院若しくは専門学校（以下「大学等」という。）に在学する大学生等又は大学等を卒業し、若しくは修了して3年以内の者
- (2) 大学等への在学中に消防団員として1年以上（本市における消防団員としての活動期間を必ず含むものとし、他市町村（特別区を含む。次号において同じ。）における活動期間がある場合には、当該活動期間を合算した期間とする。）継続的に消防団活動を行った者
- (3) 次条第1項の規定により推薦依頼を提出する時点で本市の消防団員である者又は本市の消防団員の職を退いた者であって、その後他市町村の消防団員になっていないもの

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に功績が顕著であると認める者を認証の対象とすることができる。

(推薦)

第4条 認証を希望する者は、消防団長に大和市学生消防団活動認証推薦依頼書を提出するものとする。

2 消防団長は、前項の規定による提出を受け、当該者が前条に規定する対象者の要件を満たし、かつ、その活動実績が認証にふさわしいと思料するときは、大和市学生消防団活動認証推薦書に

市長が必要と認める書類を添え、市長に対し当該者の認証を推薦するものとする。

(認証の決定及び通知)

第5条 市長は、前条第2項の規定による推薦を受けたときは、その内容を審査し、認証の適否を決定し、その結果を大和市学生消防団活動認証決定通知書又は大和市学生消防団活動不認証決定通知書により消防団長に通知する。

2 前項の規定による審査に当たり、市長は、関係者に意見を聴くことができる。

(認証状等の交付)

第6条 市長は、前条第1項の規定により認証を決定した者（以下「被認証者」という。）に対し、大和市学生消防団活動認証状（以下「認証状」という。）を交付するものとする。

2 被認証者は、就職活動に際し当該認証の証明を必要とするときは、市長に大和市学生消防団活動認証証明書交付依頼書を提出するものとする。この場合において、市長は、依頼を適当と認めるときは、大和市学生消防団活動認証証明書（以下「認証証明書」という。）を交付するものとする。

(認証状の再交付)

第7条 被認証者は、認証状を紛失し、又は毀損し、若しくは汚損したときは、大和市学生消防団活動認証状再交付申請書により、市長に対し認証状の再交付を申請することができる。この場合においては、既に交付された認証状を提出するものとする（紛失の場合を除く。）。)

2 市長は、前項の規定による申請の内容を適当と認めるときは、認証状を再交付する。

(認証の取消し等)

第8条 市長は、被認証者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その認証を取り消すことができる。

(1) 認証の根拠となる事項に事実誤認又は虚偽の内容があった場合

(2) 市長が被認証者として不適切であると認める行為があった場合

2 前項の規定により認証を取り消された者は、既に交付されている認証状及び認証証明書を市長に返還しなければならない。

(様式)

第9条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 別表（第9条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市学生消防団活動認証推薦依頼書	第4条
第2号様式	大和市学生消防団活動認証推薦書	第4条
第3号様式	大和市学生消防団活動認証決定通知書	第5条
第4号様式	大和市学生消防団活動不認証決定通知書	第5条
第5号様式	大和市学生消防団活動認証状	第6条
第6号様式	大和市学生消防団活動認証証明書交付依頼書	第6条
第7号様式	大和市学生消防団活動認証証明書	第6条
第8号様式	大和市学生消防団活動認証状再交付申請書	第7条